質問第二九四号平成二十年十一月二十八日提出

問主意書

韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する第三回質

出者 鈴木宗男

提

韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する第三回質

問主意書

前 回答弁書」 (内閣衆質一七〇第二三〇号) 並びに「前々回答弁書」 (内閣衆質一七〇第一七一号)を

踏まえ、再度質問する。

み、 は、 に 指 検討していきたい」、 すべく調査をする考えもないとの答弁をしている。しかし、本年十一月二十七日の衆議院安全保障委員会 による対馬の不動産買い占めを政府は問題視しているかとの問いに対し、 た不動産 おいて浜田靖一防衛大臣と中曽根弘文外務大臣は、 摘 現在対馬の不動産が韓国資本により買い占められつつあるとの現状を政府は把握しているか、 例えば、 調査等を行い、 の報道に係る詳細な事実関係については把握していないが、 の購入については、 不動産の登記記録からは、 詳細を把握することは考えていない。 「最重要課題で、 特段問題はないものと考える。」と、 基本的にはしっかり対応しなければならない」 登記名義 人の国 右の現状につき「重く受け止め、 [籍等を把握することはできないこと等にか と、 政府として特段問題視せず、 般に、 「前回答弁書」 関係法令に従って適正に行われ 「前々回答弁書」で政府は では 旨をそれぞれ答弁 問題意識をもって 「お尋ねについて 詳細を把握 韓国資本 んがが 御

弁書」 本による対馬の不動産買い占めについての政府見解を変えたことを表していると理解してよいか。 している。 これは、 「前回答弁書」 韓国資本による対馬の不動産買い占めを政府として問題視しないという、 における政府答弁と著しく食い違い、 矛盾していると思料するが、 右は 前 確認を 1. 々回答 韓 玉 資

問題視しない旨述べていたと承知するが、現在も問題視しない考えに変化はないか。 麻生総理は、 韓国資本による対馬の不動産買い占めについて、かつて「合法的に買われている」と特段

求める。

 \equiv 題についての見解は、 発議された、 韓国資本による不動産買い占めや、 我が国 の対馬も韓国の領土であるとする決議 政府部内で統 一されているか。 本年七月二十二日、 韓国国会において五十人の韓国国会議員により (以下、 「決議」 という。)等、 対馬に係る問

四 不動産買い占めについて調査等を行い、 <u></u>で、 政府として問題視するに至ったのなら、改めて今後何らかの方法により、 詳細を把握する考えでいるものと理解してよいか。 韓国資本による対馬の 確認を求め

五. 「決議」 について、 「前回答弁書」で政府は 「対馬が我が国固有の領土であり、 大韓民国政府も対馬を

る。

約六分の一に当たる五十人の国会議員により発議されており、 えである。」と答弁している。 等について、 さなものではないと考える。右五十人の国会議員は、 国会における全議席数七百二十二のうちの約百二十人に相当し、 同国の領土として認識していないことは明らかであるとの認識に基づき、 「決議」 の背景には、 注視するとともに、 対馬が韓国の領土であると認識している相当数の韓国国民の意識があるものと考え 前回質問主意書で触れた様に、 必要に応じて大韓民国政府の注意を喚起する等、 韓国国民の負託を受けて選出された議員であり、 単純に計算するならば、 「決議」 発議した議員数は、 は韓国議会全議席数二百九十九の 引き続き、 適切に対応していく考 勢力として決して小 大韓民国国会の動向 右の比率は我が国

右質問する。

らかの変化が生じる可能性もあると思料するが、

ていないことは明らかである」と言う様に、

今後韓国世論

の動向によっては、

右の韓国政府の認識にも何

右に対する政府の見解如何。

るところ、

現在政府が

「対馬が我が国固有の領土であり、

大韓民国政府も対馬を同国の領土として認識